令和８年度 県立白根高等学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等のための基本理念本校は、いじめ防止対策推進法、新潟県いじめ防止基本方針、および改訂・生徒指導提要を踏まえ、以下の理念のもとで対策を行う。

   いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識に立ち、全ての生徒の「安心・安全」と「学習権」を保障する。

   いじめの問題を個々の教職員の抱え込みで解決しようとせず、学校組織全体（チーム学校）で対応する。

   いじめの加害・被害という二項対立だけでなく、観衆や傍観者も含めた集団全体の課題として捉え、生徒の「自己決定」と「自己指導能力」を育む指導を行う。なお、新潟県条例に基づく「いじめ類似行為」についても、本方針におけるいじめと同様に取り扱う。

2. いじめの未然防止（発達支持的生徒指導の推進）いじめが起きにくい土壌を作るため、「自己有用感」や「他者との共感的な人間関係」を育む「発達支持的生徒指導」を推進する。

   【居場所と絆づくり】

   授業や行事、部活動において、全ての生徒が活躍できる機会（役割）を創出し、互いの良さを認め合う関係性を構築する。

   【人権・道徳教育】

   他者の痛みや権利を尊重する態度を養い、多様な他者と協働する力を育てる。

   【情報モラル教育】

   インターネット上のいじめ（誹謗中傷、画像の拡散等）について、デジタル・シチズンシップ教育の視点を取り入れ、加害者にも被害者にもならないための具体的・実践的な指導を行う。

3. いじめの早期発見（アンテナの感度を高める）いじめは大人が気づきにくい場所で行われることや、被害生徒が「助けを求めにくい心理状態」にあることを前提に、能動的な認知に努める。

   【多面的な観察】

   成績の変動、遅刻・欠席、服装の乱れなど、生徒の「小さな変化」を教職員間の情報共有（変化に気付いた職員からの連絡等）によって早期にキャッチする。

【ICT の活用】

定期的なアンケートに加え、1 人 1 台端末等を活用し、生徒が周囲に知られず SOS を出せる相談ツール・窓口の周知を徹底する。

【相談体制】

スクールカウンセラー（SC）や養護教諭と連携し、生徒が安心して相談できる「逃げ場・休み場」としての機能を確保する。

4. いじめ防止等のための組織体制（いじめ対策委員会）いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策推進教員、生徒指導、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等。

【役割と機能】

些細な情報であっても、教職員個人で「いじめではない」と断定せず、必ず委員会へ報告・集約する。認知したいじめへの対応方針（役割分担、保護者連携、関係機関との調整）を決定する司令塔となる。重大事態への対処および記録の保存・引継ぎを統括する。

5. いじめに対する措置（事案発生時の対応）いじめ（またはその疑い・類似行為）を認知した際は、直ちに組織的な対応を開始する。

① 被害生徒への対応生徒の安全確保を最優先とし、「あなたを絶対に見捨てない・守り抜く」というメッセージを明確に伝える。必要に応じて、教室以外の居場所の確保や、緊急避難としての欠席の容認、加害生徒との分離措置（別室指導等）を講じる。保護者と綿密に連携し、SC 等による心理的ケアを継続的に行う。

② 加害生徒への対応事実確認に基づき、いじめが許されない行為であることを毅然と指導する。単なる懲戒にとどまらず、加害生徒が「なぜいじめをしてしまったのか」という背景（ストレスや未熟さ）に目を向け、他者の痛みへの共感性や社会性を育む「成長を促す指導」を行う。安易な謝罪の強制は避け、真の反省と行動変容を促す。犯罪行為として取り扱われるべき事案については、ためらわずに警察署と連携して対応する。

③ 集団（観衆・傍観者）への指導として、いじめを見ていた生徒に対し、「いじめを止めさせる」「大人に知らせる」ことの重要性を指導し、学級全体

の雰囲気を「いじめを許さない」空気へと転換させる。

6. いじめの解消と継続的な見守り

いじめが「解消している」状態とは、以下の2要件が満たされている状態とする。

いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）。

被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等で本人・保護者に確認）。

上記の要件を満たし「解消」と判断した後も、再発の可能性を考慮し、長期的な見守りと支援を継続する。

7. 重大事態への対処「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間（年間30日目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、「重大事態」として認定する。

直ちに県教育委員会へ報告し、第三者による調査組織等の設置を含めた対応を行う。調査結果については、被害生徒・保護者に対し、適時・適切な情報提供と丁寧な説明を行う（被害者の知る権利の保障）。